令和９・１０年度 建設工事等競争入札参加資格審査申請要領

柳 井 地 域 広 域 水 道 企 業 団

本要領の目的

この要領は、令和９・１０年度において、柳井地域広域水道企業団が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等並びに物品の製造・販売業及び業務委託等に係る競争入札に参加しようとする方が、資格審査を申請する際に必要な事項を示すものです。

- **建設工事**
- **測量・建設コンサルタント等**
- **物品の製造・販売業、業務委託等**

なお、本要領は、令和８年１１月１０日付け柳井地域広域水道企業団公告第２１号（以下「公告」という。）に定めるもののほか、申請に必要な事項を補足して示すものです。

申請にあたって必要な手続

競争入札参加資格審査を申請する場合は、競争入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「資格審査申請書等」という。）を、「3 申請書の提出期間」に定める期間内に提出し、審査を受けなければなりません。

提出前に、申請区分、提出期間、提出方法、提出書類及び各様式の記載要領を確認し、不備のないようにしてください。提出書類に不足、不一致又は記載漏れがある場合は、受付又は審査に時間を要することがあります。

また、建設業者については、経営事項審査を受けていることが申請の前提要件となります。

注意事項

- **申請を受け付けた場合でも、必ずしも指名されるものではありません。**
- **令和７・８年度の申請様式・添付書類等から一部変更されています。**
- **申請前に、本要領及び各様式の内容を十分に確認してください。**

１．申請者の資格

申　請　区　分	申請者の資格
建　設　工　事	建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定による許可を受け、建設業法第２７条の２３第１項の規定による経営事項審査を受けている者で、かつ、申請日時点において、社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）の加入状況が「加入」又は「適用除外」である者
公　共　測　量	測量法（昭和２４年法律第１８８号）第５５条第１項の規定による登録を受けている者
土木関係建設コンサルタント業務	営業を営んでいる者
建築関係建設	建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条第１項の規定による建築

コンサルタント業務	士事務所の登録を受けている者 ただし、建築設備（建築基準法第２条第３項に規定するものをいう。）に係る設計又は工事監理に関する業務のみの入札参加を希望する場合は、営業を営んでいる者
地　質　調　査	地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）第２条第１項の規定による登録を受けている者
補　償　関　係 コンサルタント業務	営業を営んでいる者 ただし、業務を行うにあたり法律上登録を必要とするものの受託を希望する場合は、それらの登録を受けている者
物品の製造・販売業、業務委託等	営業を営んでいる者

２．申請の区分

（１）建設工事

（２）公共測量、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査及び補償関係コンサルタント業務（以下「測量、建設コンサルタント等」という。）

（３）物品の製造・販売業、業務委託等

同一企業が、（１）建設工事と（２）測量、建設コンサルタント等、（３）物品の製造・販売業、業務委託等の異なる区分で入札参加資格を申請する場合は、別々に申請してください。

３．申請書の提出期間

区分	提出期間
当 初 申 請	令和９年１月１４日（木）～同年２月１５日（月）まで
※追加申請 （上記期間までに申請できなかった場合）	令和９年５月６日（木）～令和１１年１月３１日（水）まで随時

４．申請書の提出先及び問合せ先

〒７４２－００３１　山口県柳井市南町一丁目１０番２号

柳井地域広域水道企業団　総務課

電話：０８２０－２５－０２５５（代）

郵送の場合	・提出期間末日までの消印があるものが有効です。（提出期間以外の申請は一切受け付けません。） ・配達証明等により、提出先への送達が確認できる方法で郵送してください。 ・郵送送達時に受領証を発行しません。（配達証明書等を大切に保管してください。） **・返信用はがきや返信用封筒の同封による受領証等の送付は行いません。**
持参の場合	・受付時間は受付期間中の開庁日（※土曜日、日曜日、休日及び年末年始を除く。）の９時～１１時及び１３時～１６時です。

	・申請受付窓口が混んでいる場合は、お待ちいただくことがあります。 ・提出期間以外の申請は一切受け付けません。

５．申請書の提出方法及び提出部数

（１）提出方法：原則郵送

（２）提出部数：１部

※　提出書類は、Ａ４フラットファイルに「８．提出書類」の順番（業者登録カード、返信用封筒、チェックリストを除く）で綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に会社名を記入して提出してください。ファイルの色に指定はありません。

６．審査結果

（１）入札参加資格の通知等

① 入札参加資格の通知

入札参加資格の審査を終了したのち、審査結果を申請者に通知します。

② 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において虚偽の記載をし、または重要な事実を記載しなかったこと等が判明した場合は、入札参加資格の取消しを行います。入札参加資格の取消しを受けた者は、令和９年度及び令和１０年度において再び入札参加資格の申請をすることができません。また、令和１１年度以降についても、その取消しの日から２年を経過する日までは、入札参加資格の申請及び入札参加資格の認定を受けることができません。

③ 入札参加資格の有効期限

この資格が認定された日から、令和１０年度末日とします。ただし、令和１１年度において、新たな認定が決定されるまでは引き続き有効とします。なお、有効期間内であっても、認定された業種の建設業許可の取り消し等により許可がなくなった場合は、当該業種の入札参加資格は無効となります。

（２）入札参加資格者名簿の閲覧

令和９年３月中旬以降（予定）に、柳井地域広域水道企業団総務課（柳井市役所２階）の閲覧場所で公表する予定です。

７．申請書の様式

申請書の様式は、ホームページにおいてダウンロードが可能です。
（ホームページアドレス　http://yanaikousui.jp　）

８．提出書類

（１）建設工事に係る提出書類等

※申請書類への押印は不要です。

番号	提出書類	様式・備考
①	入札参加資格審査申請書（建設工事）	第１号様式（その１）
②	業者登録カード（建設工事）	第２号様式（その１）

	・ファイルに綴じ込まないでください。 ・入札参加を希望する業種の「入札参加希望」欄に○印を記入してください。	
③	建設業許可証明書又は許可通知書の写し	有効期限内のもの
④	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	有効期限内のもの
⑤	社会保険等の加入状況が「加入」又は「適用除外」であることを証する書類の写し ※④に記載された社会保険等の加入状況が「加入」又は「適用除外」の者は提出不要です。	最新のもの
⑥	営業所一覧表（任意の様式でも可）	第３号様式（その１）
	・支店等に委任される場合は、委任先での許可業種の範囲内での入札参加希望（認定）となります。	
⑦	工事経歴書（任意の様式でも可）	第４号様式（その１）
	・建設業の種類ごとに作成してください。 ・直近２年間の主要な完成工事及び直近３年間に着工した主な未完成工事について記載してください。	
⑧	技術者経歴書（任意の様式でも可）	第５号様式（その１）
	・建設業の種類ごとに作成してください。	
⑨	資格技術者調書	第６号様式
⑩	納税証明書（未納がないことを証明する書類等）の写し	
	Ａ　国税：直近１年分の法人税又は所得税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書	
	Ｂ　山口県税：直近１年分の事業税、県民税及び自動車税に係る納税証明書	
	Ｃ　所在市町村税：直近１年分の市町村民税、固定資産税、軽自動車税等に係る納税証明書	
	・なお、山口県内に営業所等を有しない者であって、山口県税及び所在市町村税の納税義務がない場合は、Ｂ及びＣの提出を要しません。	
⑪	（法人の場合）登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	
	（個人の場合）身分証明書又は誓約書	第７号様式
⑫	資本関係・人的関係に関する調書	第８号様式
	・公正な競争を確保するため、一定の資本関係又は人的関係がある会社が同一の入札へ参加することを制限します。 ・全て該当がない場合も「無」に○印をして、提出してください。	
⑬	委任状（代理権限を証する書面）※該当者のみ	第９号様式
⑭	ＩＳＯの認証取得(柳井地域内に営業所がある場合のみ）写し	該当する場合のみ添付
⑮	暴力団排除に関する誓約書	第１４号様式
⑯	返信用封筒（ｻｲｽﾞ長 3、返信先を記載し、110 円切手を貼ってください）	
⑰	チェックリスト…申請書（第１号様式）の前に綴じてください。	

※　各様式は、統一様式等を使用していただいても差し支えありません。

上記書類①及び③～⑮、⑰をＡ４フラットファイル（色指定なし）に綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に会社名を記入して提出してください。

各証明書は、③及び④を除き申請日前３か月以内に発行されたものに限ります。

（２）測量、建設コンサルタント等に係る提出書類等

※申請書類への押印は不要です。

番号	提出書類	様式・備考
①	入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）	第１号様式（その２）
②	業者登録カード（コンサルタント等）	第２号様式（その２）
	・ファイルに綴じ込まないでください。・「表面」と「裏面」の両面に記入してください。 ・入札参加を希望する業種の「入札参加希望」欄に○印を記入してください。	
③	登録証明書又は登録通知書の写し	有効期限内のもの
④	営業所一覧表（任意の様式でも可）	第３号様式（その２）
⑤	測量等実績調書（任意の様式でも可）	第４号様式（その２）
	・登録を受けた業種ごとに作成してください。 ・直近２年間の主要な完成業務及び直近２年間に着手した主な未完成業務について記載してください。	
⑥	技術者経歴書（任意の様式でも可）	第５号様式（その２）
	・土木、建築等の職種ごとに作成してください。	
⑦	資格技術者調書	第６号様式（その２）
⑧	納税証明書（未納がないことを証明する書類等）の写し	
	Ａ　国税：直近１年分の法人税又は所得税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書	
	Ｂ　山口県税：直近１年分の事業税、県民税及び自動車税に係る納税証明書	
	Ｃ　所在市町村税：直近１年分の市町村民税、固定資産税、軽自動車税等に係る納税証明書	
	・なお、山口県内に営業所等を有しない者であって、山口県税及び所在市町村税の納税義務がない場合は、Ｂ及びＣの提出を要しません。	
⑨	（法人の場合）登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	－
	（個人の場合）身分証明書又は誓約書	第７号様式
⑩	資本関係・人的関係に関する調書	第８号様式
	・公正な競争を確保するため、一定の資本関係又は人的関係がある会社が同一の入札へ参加することを制限します。 ・全て該当がない場合も「無」に○印をして、提出してください。	
⑪	委任状（代理権限を証する書面）※該当者のみ	第９号様式
⑫	直近営業年度の「測量法第 55 条の 8 第 1 項の規定に基づく書類」の写し	該当する場合のみ添付
	・測量業者は、当該書類の提出をお願いします。この書類の提出により書類⑤⑭を省略できます。	
⑬	直近営業年度の「土木建設コンサルタント」、「補償コンサルタント」及び「地質調査」の現況報告書の写し	該当する場合のみ添付
	・建設コンサルタント登録業者、補償コンサルタント登録業者及び地質調査登録業者は当該書類の提出をお願いします。この書類の提出により書類④⑤⑥⑭を省略できます。	
⑭	直近営業年度の財務諸表	－
⑮	暴力団排除に関する誓約書	第１４号様式
⑯	返信用封筒（ｻｲｽﾞ長 3、返信先を記載し、110 円切手を貼ってください）	
⑰	チェックリスト…申請書（第１号様式）の前に綴じてください。	

※　各様式は、統一様式等を使用していただいても差し支えありません。

上記書類①及び③～⑮、⑰をＡ４フラットファイル（色指定なし）に綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に会社名を記入して提出してください。

各証明書は、③を除き申請日前３か月以内に発行されたものに限ります。

（3）物品の製造・販売業、業務委託等に係る提出書類等

※申請書類への押印は不要です。

番号	提出書類	様式・備考
①	入札参加資格審査申請書（物品の製造・販売業、業務委託等）	第１号様式（その３）
②	競争参加資格希望営業品目表	第１－１号様式～第１－３号様式
③	業者登録カード（物品の製造・販売業、業務委託等）	第２号様式（その３）
	・ファイルに綴じ込まないでください。 ・入札参加を希望する業種を記載し「入札参加希望」欄に○印を記入してください。	
④	会社概要	第１０号様式
⑤	営業所一覧表	第３号様式（その２）
⑥	営業内容	第１１号様式
⑦	営業等に必要な許可・認可証等の写し（許可・認可を必要とする業種のみ）	
⑧	官庁主要納入実績	第１２号様式
⑨	製造等実績高	第１３号様式
⑩	納税証明書（未納がないことを証明する書類等）の写し	
	Ａ　国税：直近１年分の法人税又は所得税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書	
	Ｂ　山口県税：直近１年分の事業税、県民税及び自動車税に係る納税証明書	
	Ｃ　所在市町村税：直近１年分の市町村民税、固定資産税、軽自動車税等に係る納税証明書	
	・なお、山口県内に営業所等を有しない者であって、山口県税及び所在市町村税の納税義務がない場合は、Ｂ及びＣの提出を要しません。	
⑪	（法人の場合）登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	
	（個人の場合）身分証明書又は誓約書	第７号様式
⑫	資本関係・人的関係に関する調書	第８号様式
	・公正な競争を確保するため、一定の資本関係又は人的関係がある会社が同一の入札へ参加することを制限します。 ・全て該当がない場合も「無」に○印をして、提出してください。	
⑬	直近営業年度の財務諸表	－
⑭	委任状（代理権限を証する書面）※該当者のみ	第９号様式
⑮	暴力団排除に関する誓約書	第１４号様式
⑯	返信用封筒（ｻｲｽﾞ長 3、返信先を記載し、110 円切手を貼ってください）	
⑰	チェックリスト…申請書（第１号様式）の前に綴じてください。	－

※　各様式は、統一様式等を使用していただいても差し支えありません。

上記書類①～②及び④～⑮、⑰をＡ４フラットファイル（色指定なし）に綴じ、ファイルの表紙及

び背表紙に会社名を記入して提出してください。

各証明書は、⑦を除き申請日前３か月以内に発行されたものに限ります。

９．申請書類の記載要領等について

申請書提出に当たり、記載方法、提出方法等の留意事項を列記していますので、よくお読みいただき提出してください。

（1）建設工事に係る提出書類等

申請様式	留意事項等
① 入札参加資格審査申請書（建設工事）≪第１号様式（その１）≫	・許可を受けている建設業について、記載してください。
② 業者登録カード（建設工事）≪第２号様式(その１)≫	・「入札契約等を委任する支店等」及び「柳井地域内に営業所等がある場合」の欄は、該当しない場合は記入不要です。 ・「社会保険等加入の有無」の欄は、各項目について「有」又は「除外」のいずれか該当する方に○印を記入してください。 ・入札参加を希望する業種の「入札参加希望」欄に○印を記入してください。 ・「経審総合評定値」の欄には、総合評定値通知書に記載された「総合評定値（Ｐ)」を転記してください。 ・国土交通大臣又は都道府県知事の建設業許可を受けている場合であっても、経営事項審査を受けていない業種（総合評定値（Ｐ）がない業種）については、入札参加を希望することができません。 ・「年間平均完成工事高」の欄には、総合評価値通知書に記載された「完成工事高の２年又は３年平均」を転記してください。 ・このカードはファイルに綴じ込まず、添付のうえ提出してください。
③ 建設業許可証明書又は許可通知書の写し	・申請者が「申請者の資格」を有することが確認できる有効期限内の証明書等の写しを添付してください。なお、許可の更新手続き中の場合は、許可証明書又は許可通知書の写しと許可申請書の写し（提出先の受付印があるものに限る）を添付してください。
④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	・建設業法第２７条の２３の規定により国土交通大臣又は都道府県知事から通知を受けた申請日において有効（審査基準日から１年７か月以内）かつ最新の総合評定値通知書の写しを提出してください。 ・有効期限（審査基準日から１年７か月以内）が切れた場合、入札参加資格がなくなります。継続的に審査を受けてください。
⑤ 社会保険等の加入状況が「加入」又は「適用除外」であることを証する書類	・経営規模等評価結果通知書に表示された社会保険等の加入状況が「加入」又は「適用除外」の者は、提出不要です。 ・証明する書類の例 雇用保険：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用)、雇用

の写し	保険適用事業所設置届事業主控 健康保険、厚生年金保険：健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
⑥ 営業所一覧表≪第３号様式（その１）≫	・内容が同一（「名称」「郵便番号」「所在地」「電話番号」「建設業許可業種」が明記）であれば様式は問いません。（任意様式可） ・支店等に委任される場合は、委任先での許可業種の範囲内での入札参加資格（認定）となります。
⑦ 工事経歴書≪第４号様式（その１）≫	・内容が同一であれば様式は問いません。（任意様式可） ・建設業の種類ごとに作成してください。 ・直近２年間の主要な完成工事及び直近３年間に着工した主な未完成工事について記載してください。
⑧ 技術者経歴書≪第５号様式（その１）≫	・内容が同一であれば様式は問いません。（任意様式可） ・建設業の種類ごとに作成してください。
⑨ 資格技術者調書≪第６号様式（その１）≫	・人数欄に、免許・資格を有する者の人数を延べ人数で記入してください。 ・同じ免許で１級と２級の両方を取得している者については、１級の人数欄に計上してください。
⑩ 納税証明書の写し	・申請日前３か月以内に発行された証明書の写しを提出してください。 ・国税：（すべての申請者）［e-Tax（国税庁）］ ○法人：直近１年分の法人税並びに消費税及び地方消費税について、「未納の税額がないこと」の証明（納税証明書その３の３） ○個人：直近１年分の所得税並びに消費税及び地方消費税について、「未納の税額がないこと」の証明（納税証明書その３の２） ・山口県税（山口県内に営業所等を有する者のみ）：直近１年分の事業税並びに県民税及び自動車税について、滞納がないことを証明する書類 ・市町村税（所在市町村税の納税義務がある者のみ）：直近１年分のすべての市町村税（市町村民税、固定資産税、軽自動車税等）について、完納していることを証明する書類（完納証明書等） 　なお、山口県内に営業所等を有しない者であって、山口県税及び所在市町村税の納税義務がない場合は、山口県税及び市町村税に係る証明書の提出を要しません。
⑪ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）等	○法人：申請日前３か月以内に証明された登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写しを提出してください。 ○個人：身分証明書の写し又は誓約書（第７号様式）の原本を提出してください。申請者住所は、事業を行っている事業所の所在地を記載してください（自宅住所ではなく、事業所の所在地を記載してください。）。
⑫ 資本関係・人的関係調書≪第８号様式	・公正な競争を確保するため、一定の資本関係又は人的関係がある会社が同一の入札へ参加することを制限します。

≫	・全て該当がない場合も「無」に〇印を記入して、提出してください。 ・資本関係とは、親会社と子会社、親会社が同一である子会社のこと。 ・人的関係とは、代表権を有する者が同一の会社、役員が兼務している会社のこと。
⑬ 委任状（支店等委任）≪第９号様式≫	・入札、契約等を支店、営業所等の代理人に委任する場合に提出してください。 ・支店等に委任を行った場合は、建設工事等に係る企業団との契約等は、すべて当該受任者が行うことになります。 ・委任先は、その営業所が申請する業種すべてについて建設業法第３条第１項に定める営業所である場合にのみ設けることができます。 ・契約金額や内容、申請業種により委任先を変更したり、複数設けたりすることはできません。 ・内容が同一であれば様式は問いません。（任意様式可） ・委任期間は、登録期間であれば任意の期間が設定できます。最長は、令和９年４月１日から令和１１年3月３１日までです。 ・「受任者」と「委任者」の記載を間違えのないようにしてください。
⑭ ＩＳＯ認証取得を示す登録証の写し	・柳井地域内に営業所を有する業者であって、ＩＳＯ９００１又はＩＳＯ１４００１の認証を取得している者は、認証取得を示す登録証の写しを添付してください。ただし、ＩＳＯ９００１については、申請業種が当該認証の範囲内にあるものに限ります。 ・ＩＳＯ９００１の登録証に建設工事の種類が明示されていない場合は、取得時に作成された品質マニュアルの適用範囲のページを添付してください。 ・外国語表記の証明書については、日本語訳文を添付してください。
⑮ 暴力団排除に関する誓約書≪第１０号様式≫	・個人の場合は、申請者住所欄に、事業を行っている事業所の所在地を記載してください（自宅住所ではなく、事業所の所在地を記載してください。）。
⑯ 返信用封筒	・ｻｲｽﾞ長3、返信先を記載し、110円切手を貼ってください。
⑰ チェックリスト	・申請書（第１号様式）の前に綴じてください。
※その他の注意事項	・上記書類①及び③～⑮、⑰を、Ａ４フラットファイル（色指定なし）に綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に会社名を記入して提出してください。 ・チェックリストにより提出書類がそろっていることを確認してください。 ・書類②はファイルに綴じ込まず、添付のうえ提出してください。

（2）測量、建設コンサルタント等に係る提出書類等

申請様式	留意事項等

① 入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）≪第１号様式(その２）	・登録を受けている業務について記入し、入札参加を希望する業務の該当する箇所にチェックを付けてください。
② 業者登録カード（測量・建設コンサルタント等）≪第２号様式（その２）≫	・「表面」と「裏面」の両面に記入してください。 ・「入札契約等を委任する支店等」及び「柳井地域内に営業所等がある場合」の欄は、該当がなければ記入不要です。 ・入札参加を希望する業種の「入札参加希望」欄に〇印を記入してください。 ・このカードはファイルに綴じ込まず、添付のうえ提出してください。
③ 登録証明書	・参加を希望する業種について、登録証明書（登録更新通知書）の写しを提出してください。
④ 営業所一覧表≪第３号様式（その２）≫	・内容が同一であれば様式は問いません。（任意様式可）
⑤ 測量等実績調書≪第４号様式（その２）≫	・内容が同一であれば様式は問いません。（任意様式可） ・登録を受けている業種ごとに作成してください。 ・直近２年間の主要な完成業務及び直近２年間に着手した主な未完成業務について記載してください。
⑥ 技術者経歴書≪第５号様式（その２）≫	・内容が同一であれば様式は問いません。（任意様式可） ・業種ごとに作成してください。
⑦ 資格技術者調書≪第６号様式（その２）≫	・人数欄に、免許・資格を有する者の人数を記入してください。 ・同じ免許で１級と２級の両方を取得している者については、１級の人数欄に計上してください。
⑧ 納税証明書の写し	・申請日前３か月以内に発行された証明書の写しを提出してください。 ・国税：（すべての申請者）［e-Tax（国税庁）］ 〇法人：直近１年分の法人税並びに消費税及び地方消費税について、「未納の税額がないこと」の証明（納税証明書その３の３） 〇個人：直近１年分の所得税並びに消費税及び地方消費税について、「未納の税額がないこと」の証明（納税証明書その３の２） ・山口県税（山口県内に営業所等を有する者のみ）：直近１年分の事業税並びに県民税及び自動車税について、滞納がないことを証明する書類 ・市町村税（所在市町村税の納税義務がある者のみ）：直近１年分のすべての市町村税（市町村民税、固定資産税、軽自動車税等）について、完納していることを証明する書類（完納証明書等） 　なお、山口県内に営業所等を有しない者であって、山口県税及び所在市町村税の納税義務がない場合は、山口県税及び市町村税に係る証明書の提

	出を要しません。
⑨ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）等	○法人：申請日前３か月以内に証明された登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写しを提出してください。 ○個人：身分証明書の写し又は誓約書（第７号様式）の原本を提出してください。申請者住所は、事業を行っている事業所の所在地を記載してください（自宅住所ではなく、事業所の所在地を記載してください。）。
⑩ 資本関係・人的関係調書≪第８号様式≫	・公正な競争を確保するため、一定の資本関係又は人的関係がある会社が同一の入札へ参加することを制限します。 ・全て該当がない場合も「無」に○印を記入して、提出してください。 ・資本関係とは、親会社と子会社、親会社が同一である子会社のこと。 ・人的関係とは、代表権を有する者が同一の会社、役員が兼務している会社のこと。
⑪ 委任状（支店等委任）≪第９号様式≫	・入札、契約等を支店、営業所等の代理人に委任する場合に提出してください。 ・支店等に委任を行った場合は、測量、建設コンサルタント等に係る柳井地域広域水道企業団との契約等は、すべて当該受任者が行うことになります。 ・契約金額や内容、申請業種により委任先を変更したり、複数設けたりすることはできません。 ・内容が同一であれば様式は問いません。（任意様式可） ・委任期間は、登録期間であれば任意の期間が設定できます。最長は、令和９年４月１日から令和１１年３月３１日までです。 ・「受任者」と「委任者」の記載を間違えのないようにしてください。
⑫ 測量法第５５条の書類の写し	・測量業者は、測量法第５５条の８第１項の規定に基づく書類の写し（直近営業年度分）を提出してください。 ・当該書類提出により、書類⑤⑭を省略できます。
⑬ 建設コンサルタント等現況報告書の写し	・建設コンサルタント登録業者、補償コンサルタント登録業者及び地質調査登録業者は、現況報告書の写し（直近営業年度分）を提出してください。 ・当該書類提出により、書類④⑤⑥⑭を省略できます。
⑭ 直近営業年度の財務諸表の写し	・書類⑫又は⑬を提出される場合は、省略できます。 ・財務諸表が「消費税込」か「消費税抜」かがわかるようにしてください。 ・複数の事業を行っている場合で、損益計算書の完成事業高欄に、申請区分ごとの実績額が記載されていない場合は、申請区分ごとの実績額がわかる資料（任意様式）を添付してください。
⑮ 暴力団排除に関する誓約書≪第１４号様式≫	・個人の場合は、申請者住所欄に、事業を行っている事業所の所在地を記載してください（自宅住所ではなく、事業所の所在地を記載してください。）。
⑯ 返信用封筒	・ｻｲｽﾞ長3、返信先を記載し、110円切手を貼ってください。
⑰ チェックリスト	・申請書（第１号様式）の前に綴じてください。

※その他の注意事項	・上記書類①、③～⑮、⑰をＡ４フラットファイル（色指定なし）に綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に会社名を記入して提出してください。 ・チェックリストにより提出書類がそろっていることを確認してください。 ・書類②はファイルに綴じ込まず、添付のうえ提出してください。

（3）物品の製造・販売業、業務委託等に係る提出書類等

申請様式	留意事項等
① 入札参加資格審査申請書（物品の製造・販売業、業務委託等）≪第１号様式（その３）	・希望する製造等の種類、営業品目等について記入してください。
② 営業品目表	・希望する競争参加資格に応じて、第１－１号～第１－３号様式のうち該当分の様式を作成のうえ提出してください。
③ 業者登録カード（物品の製造・販売業、業務委託等）≪第２号様式（その３）≫	・「入札契約等を委任する支店等」及び「柳井地域内に営業所等がある場合」の欄は、該当がなければ記入不要です。 ・入札参加を希望する営業品目の「入札参加希望」欄に○印を記入してください。 ・このカードはファイルに綴じ込まず、添付のうえ提出してください。
④ 会社概要≪第１０号様式≫	
⑤ 営業所一覧表≪第３号様式（その３）≫	・内容が同一であれば様式は問いません。（任意様式可）
⑥ 営業内容≪第１１号様式≫	・内容が同一であれば様式は問いません。（任意様式可） ・業種ごとに作成してください。
⑦ 営業に必要な許可・認可証等の写し	・営業に関して必要な許可等について提出してください。 資料に表示のない営業種目であっても、必要とするものについては提出してください。 ※個人資格の場合、代表の方１名分の写しを提出してください。（その者が退職した場合は、新しい資格者の写しを提出してください。） ※有効期間がある許可等について、登録後有効期間を更新した場合は、必ずその写しを提出してください。
⑧ 官公庁主要契約実績≪第１２号様式≫	・直近２年間の主要な契約実績について記載してください。柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町やその他の官公庁等との実績を優先的に記入してください。
⑨ 製造等実績高≪第	・内容が同一であれば様式は問いません。（任意様式可）

１３号様式≫	・製造等該当があれば作成してください。
⑩ 納税証明書の写し	・申請日前３か月以内に発行された証明書の写しを提出してください。 ・国税：（すべての申請者）［e-Tax（国税庁）］ 〇法人：直近１年分の法人税並びに消費税及び地方消費税について、「未納の税額がないこと」の証明（納税証明書その３の３） 〇個人：直近１年分の所得税並びに消費税及び地方消費税について、「未納の税額がないこと」の証明（納税証明書その３の２） ・山口県税（山口県内に営業所等を有する者のみ）：直近１年分の事業税並びに県民税及び自動車税について、滞納がないことを証明する書類 ・市町村税（所在市町村税の納税義務がある者のみ）：直近１年分のすべての市町村税（市町村民税、固定資産税、軽自動車税等）について、完納していることを証明する書類（完納証明書等） 　なお、山口県内に営業所等を有しない者であって、山口県税及び所在市町村税の納税義務がない場合は、山口県税及び市町村税に係る証明書の提出を要しません。
⑪ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）等	〇法人：申請日前３か月以内に証明された登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写しを提出してください。 〇個人：身分証明書の写し又は誓約書（第７号様式）の原本を提出してください。申請者住所は、事業を行っている事業所の所在地を記載してください（自宅住所ではなく、事業所の所在地を記載してください。）。
⑫ 資本関係・人的関係調書≪第８号様式≫	・公正な競争を確保するため、一定の資本関係又は人的関係がある会社が同一の入札へ参加することを制限します。 ・全て該当がない場合も「無」に〇印を記入して、提出してください。 ・資本関係とは、親会社と子会社、親会社が同一である子会社のこと。 ・人的関係とは、代表権を有する者が同一の会社、役員が兼務している会社のこと。
⑬ 直近営業年度の財務諸表の写し	・財務諸表が「消費税込」か「消費税抜」かがわかるようにしてください。 ・複数の事業を行っている場合で、損益計算書の完成事業高欄に、申請区分ごとの実績額が記載されていない場合は、申請区分ごとの実績額がわかる資料（任意様式）を添付してください。
⑭ 委任状（支店等委任）≪第９号様式≫	・入札、契約等を支店、営業所等の代理人に委任する場合に提出してください。 ・支店等に委任を行った場合は、測量、建設コンサルタント等に係る柳井地域広域水道企業団との契約等は、すべて当該受任者が行うことになります。 ・契約金額や内容、申請業種により委任先を変更したり、複数設けたりすることはできません。 ・内容が同一であれば様式は問いません。（任意様式可） ・委任期間は、登録期間であれば任意の期間が設定できます。最長は、令

	和９年４月１日から令和１１年3月３１日までです。 ・「受任者」と「委任者」の記載を間違えのないようにしてください。
⑮ 暴力団排除に関する誓約書≪第１４号様式≫	・個人の場合は、申請者住所欄に、事業を行っている事業所の所在地を記載してください（自宅住所ではなく、事業所の所在地を記載してください。）。
⑯ 返信用封筒	・ｻｲｽﾞ長3、返信先を記載し、110 円切手を貼ってください。
⑰ チェックリスト	・申請書（第１号様式）の前に綴じてください。
※その他の注意事項	・上記書類①及び②、④～⑮、⑰をＡ４フラットファイル（色指定なし）に綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に会社名を記入して提出してください。 ・チェックリストにより提出書類がそろっていることを確認してください。 ・書類③はファイルに綴じ込まず、添付のうえ提出してください。

１０．審査事項の変更届

申請書を提出後、次に掲げる事項について変更が生じた場合には、速やかに変更届に関係書類を添えて提出してください。

（１）許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日
（２）商号又は名称
（３）代表者の氏名
（４）営業所等の名称又は所在地
（５）電話番号又はファクス番号
（６）委任先の営業所又は代理人
（７）入札参加希望業種又は登録部門
（８）入札参加資格の取下げ（全部・一部）

変更届に必要な添付書類等

番号	変更事項	添付書類等
(1)	許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日	・建設工事：建設業の許可等 ・測量・建設コンサルタント等：測量業者登録、建設コンサルタントの登録、建築士事務所登録、地質調査業者の登録、補償コンサルタントの登録等 ・物品の製造販売、業務委託等：営業に必要な許可・認可書等 上記に該当する通知書または証明書の写しを添付してください。
(2)	商号又は名称	・共通：法人の場合：「商業登記簿謄本（登記事項証明書）」の写し、暴力団排除に関する誓約書（第１４号様式）を添付してください。なお、代理人を定めている場合は、併せて「委任状」を添付してください。
(3)	代表者の氏名	・共通：変更後の代表者名にフリガナを記載してください。 ・法人の場合：「商業登記簿謄本」の写し及び「暴力団排除に関する誓約書（第１４号様式）」を添付してください。なお、代理人を定めている場合は、併せて「委任状」を添付してください。 ・個人の場合：「誓約書（第７号様式）」及び「暴力団排除に関す

		る誓約書（第１４号様式）」を添付してください。
(4)	営業所の名称又は所在地	・法人で、主たる営業所の変更の場合に限り「商業登記簿謄本」の写し及び「暴力団排除に関する誓約書（第１４号様式）」を添付してください。代理人を定めている場合で、主たる営業所又は委任先の営業所に関する変更が在る場合は、併せて「委任状」も添付してください。
(5)	電話番号又はファクス番号	・添付書類は必要ありません。
(6)	委任先の営業所又は代理人	・建設工事：「委任状」及び「変更届出書（建設業法施行規則様式第２２号の２）」の写しなど受任営業所の建設業法施行令第３条に規定する使用人の変更がわかるものを添付してください。委任先の営業所を変更する場合は、「営業所一覧表（建設業の許可業種がわかるもの）」も添付してください。なお、変更は新たな委任先の許可業種の範囲内での認定となり、許可のない業種については、資格の喪失（取下げ）となります。 ・測量・建設コンサルタント等：「委任状」を添付してください。 ・物品の製造販売、業務委託等：「委任状」を添付してください。
(7)	入札参加希望業種又は登録部門（追加又は削除）	・建設工事：「建設業許可通知書」の写し又は「変更届出書（建設業法施行規則様式第２２号の２）」の写しなど許可を受けている業種であることを証明する書類を添付してください。また、業種が追加変更となる場合は、業者登録カード（第２号様式（その１））と有効な総合評定値通知書の写しを添付してください。 ・測量・建設コンサルタント等：土木関係建設コンサルタントの登録部門を変更する場合は、「登録（抹消）通知書」の写しを添付してください。 ・物品の製造販売、業務委託等：営業に必要な許可・認可書等の写しを添付してください。
(8)	入札参加資格の取下げ（全部・一部）	・共通：取下げ範囲により、「全部」又は「一部」のどちらかを○で囲んでください。変更届の「変更後欄」に取下げする理由を記載してください。また、一部取下げの場合は、取下げる業種がわかるように記載してください。

※　建設業者にあっては、新たに受けた経営事項審査結果通知書の写しをその都度提出してください。

※　暴力団排除に関する誓約書（第１４号様式）について、住所、商号又は名称及び代表者氏名等の変更により、記載内容が変わる場合は再提出してください。

１１．資格の承継承認申請

資格の認定後、法人成り等により、引き続き入札参加資格を継承することを希望する承継人は、新規に許可（登録）を受けた後、競争入札参加資格承継承認申請書≪第１６号様式≫に経営事項引継書≪第１７号様式≫等を添えて提出してください。